

富山市農業集落水洗便所改造等資金貸付について

【貸付の対象となる経費は？】

- 既設の便所を水洗式に改造するための経費
(便器や洗浄用具、その設置費用、改造に伴う壁の補修等の工事費も含まれます)

【貸付を受けることができる方は？】

- 農業集落汚水処理施設が完備されている地域にお住まいの方
- 市民税・固定資産税・農業集落排水事業分担金・水道料金・農業集落汚水処理施設使用料を滞納していない方
- 自己資金のみで工事ができない方
- 貸付資金の償還能力がある方
- 確実な連帯保証人がある方

【貸付の条件は？】

種 類	水洗便所改造工事（付帯工事含む）	汚水ポンプ工事
貸付限度額	100万円 (ただし、工事費の範囲内)	50万円 (ただし、工事費の範囲内)
貸付利率	無利子	無利子
貸付期間	貸付の翌月から5年以内	貸付の翌月から5年以内
償還方法	元金均等月賦償還（繰上償還可）	元金均等月賦償還（繰上償還可）

【借入申込の方法】

- 申込書（富山市農業集落水洗便所改造等資金借受申込書）
- 工事費の明細書または見積書
- 申込者及び連帯保証人の所得証明書・納税証明書
 - 連帯保証人は、①富山市在住の成年者であること。②一定の職業を有する者または相当の資産を有する者で、独立生計を営みかつ信用ある者であること。③市民税・固定資産税・農業集落排水事業分担金・水道料金・農業集落汚水処理施設使用料を滞納していないこと。④弁済能力を有すること。

《貸付の承認》

- ◇ 申請後、審査を行い貸付けの可否・貸付額を決定し、申請者に通知します。

【工事の着手・完成の届出】

- 貸付承認の通知から10日以内に工事を着手し、工事着手届を提出。
- 工事着手から3ヶ月以内に完成の上、工事費精算内訳書を添えて竣工届・検査申請書を提出。

《資金の交付》

- ◇ 工事箇所の検査を行い合格した後、貸付契約を締結し、資金を交付します。
 - 契約締結の際、借受人及び連帯保証人の印鑑証明書が必要です。

【償還方法】

- 貸付の翌月から毎月末を納期限とし納付書を発行します。遅滞のないよう金融機関で納入ください。